

春日部市立（仮称）庄和図書館建設基金条例を廃止する条例

春日部市立（仮称）庄和図書館建設基金条例（平成１７年条例第７３号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成２２年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に、この条例による廃止前の春日部市立（仮称）庄和図書館建設基金条例の規定により設置された基金に属していた現金（これから生ずる果実を含む。）は、施行日において、春日部市一般会計に属するものとする。